

令和2年(2020年)6月12日

保護者の皆様へ

札幌市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業に伴う市立高等学校及び中等教育学校（後期課程）の授業料について

新型コロナウイルス感染症による、市立高等学校及び市立中等教育学校の一斉臨時休業に伴い、札幌市立高等学校の授業料に関する条例第3条及び札幌市立中等教育学校の授業料に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり授業料を徴収しないことといたしましたので、お知らせいたします。

記

1 授業料を徴収しない月

令和2年5月

2 授業料の納付金額について（授業料の納付が必要な生徒の方）

6月30日に口座振替予定の金額について下記のとおり変更いたします。

(1) 変更前

納付金額		対象月
全日制	定時制	
29,700円	8,100円	4・5・6月分

(2) 変更後

納付金額		対象月
全日制	定時制	
19,800円	5,400円	4・6月分

※ 口座振替日に変更はありません。

3 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金を受給している生徒の方について

高等学校等就学支援金又は学び直し支援金（以下「就学支援金等」と言います。）を受給されている生徒の方につきましても、令和2年5月分の授業料の徴収は行わないことといたします。

就学支援金等は制度上、授業料が発生する場合に国から授業料相当額が給付される制度になりますので、令和2年5月分の支援金等の給付はされませんが、令和2年5月分の授業料について、ご負担をいただかないという点については変更ありません。

また、現在就学支援金を申請中の生徒の方につきましても、結果の認否にかかわらず、令和2年5月分の授業料につきましては、ご負担をいただくことはありません。

お問い合わせ先 市立札幌清田高等学校事務室 電話：011-882-1811

または、札幌市教育委員会教育推進課学事係 電話：211-3851